

2022年10月11日

お客さま各位

## 電子交換所設立に伴う「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、これまで全国各地の手形交換所で個別に行ってきた交換決済の取り扱いを、電子的にイメージデータを利用した交換決済に移行し一元化するため、2022年11月の「電子交換所」設立を決定しました。設立後は、人手を介して各交換所へ搬送していた方法から、イメージデータ送受信により交換する方法へと変更されます。

これに伴う、お客さまのお手続き方法に変更はなく、従来通りに手形・小切手をお持ち込みいただけます。しかしながら、手形・小切手ご記入時にご留意いただきたい事項や、一部代金取立の払戻可能日に変更がございます。内容詳細につきましては、関連資料をご覧ください。

また、当金庫は下記の通り当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 改定となる規定

- ・当座勘定規定（一般当座用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形用口）

#### 2. 主な改定内容

- ・「小切手、約束手形・為替手形の共通用法」と小切手・約束手形・為替手形の各用法

※ 改定の詳細は、次頁以降「新旧対照表」をご覧ください。

#### 3. 改定日

2022年11月4日（金）

#### 4. 関連資料

「手形・小切手ご記入時のご留意事項と払戻可能日の変更」

以上

<本件についてのお問合せ>

事務集中部 預金事務集中課 099-259-5222 (受付時間：平日9時～17時)

鹿児島相互信用金庫

新	旧
<p>第7条 (手形・小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払いのために提示された場合・・・(中略)</p> <p>(2) <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u>・・・(追加)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には・・・(中略)</p>	<p>(一部追加)</p> <p>第7条 (手形・小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払いのために提示された場合・・・(中略)</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には・・・(中略)</p>
<p>第8条 (手形・小切手用紙)</p> <p>(1)・・・(中略)</p> <p>(2)・・・(中略)</p> <p>(3)・・・(中略)</p> <p>(4) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u>・・・(追加)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとする。</u>・・・(追加)</p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u>・・・(追加)</p>	<p>(一部追加)</p> <p>第8条 (手形・小切手用紙)</p> <p>(1)・・・(中略)</p> <p>(2)・・・(中略)</p> <p>(3)・・・(中略)</p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があつたときは・・・(中略)・・・(変更)</p>
<p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形・小切手または諸届け書類に使用された印影または署名<u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u>・・・(追加)</p>	<p>(一部追加)</p> <p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形・小切手または諸届け書類に使用された印影または署名・・・(中略)</p>

新	旧
<p>(2) <u>手形・小切手として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）</u>…（追加）</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に…（中略）</p>	<p>(2) 手形・小切手として使用された用紙…（中略）</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に…（中略）</p> <p>（削除）</p> <p><u>第 29 条（個人情報センターへの登録）</u>…（削除）</p> <p><u>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、以下第3号の事由の場合のみ6ヶ月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のために利用できるものとし</u>ます…（削除）</p> <p>(1) <u>差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき</u>…（削除）</p> <p>(2) <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u>…（削除）</p> <p>(3) <u>手形交換所の不渡り報告に掲載されたとき</u>…（削除）</p> <p><u>（注）当座勘定規定第28条（個人情報センターへの登録）の条項は、個人情報センターが開設されていない地域については、将来その地域に個人情報センターが開設された場合、新たに適用されます</u>…（削除）</p>
<p><u>第 29 条</u>（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p>	<p><u>第 30 条</u>（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p>
<p><u>第 30 条</u>【休眠預金等活用法に係る最終異動当日】</p>	<p><u>第 31 条</u>【休眠預金等活用法に係る最終異動日当】</p>
<p><u>第 31 条</u>【休眠預金等代替金に関する取扱い】</p>	<p><u>第 32 条</u>【休眠預金等代替金に関する取扱い】</p>
<p><u>第 32 条</u>【規定の変更】</p>	<p><u>第 33 条</u>【規定の変更】</p>
<p>以上</p> <p>2022年11月4日現在</p>	<p>以上</p> <p>2020年4月1日現在</p>

新	旧
<p>第7条 (手形・小切手の支払)</p> <p>(1) この当座勘定からは、・・・(中略)</p> <p>(2) <u>前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。・・・(追加)</u></p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には・・・(中略)</p> <p>第8条 (手形用紙)</p> <p>(1) 当店を支払場所とする・・・(中略)</p> <p>(2) <u>当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。・・・(追加)</u></p> <p>(3) 手形用紙の請求があつた場合には・・・(中略)</p> <p>(4) 専用約束手形用紙以外の・・・(中略)</p> <p>(5) <u>当座勘定から支払をした専用約束手形の手形用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとする。・・・(追加)</u></p> <p>(6) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。・・・(追加)</u></p> <p>第15条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名 (<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>) を届出の印鑑 (<u>または署名鑑</u>) と相当の注意をもって照合し・・・(追加)</p>	<p>(一部追加)</p> <p>第7条 (手形の支払)</p> <p>(1) この当座勘定からは、・・・(中略)</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には・・・(中略)</p> <p>(一部追加)</p> <p>第8条 (手形用紙)</p> <p>(1) 当店を支払場所とする・・・(中略)</p> <p>(2) 手形用紙の請求があつた場合には・・・(中略)</p> <p>(3) 専用約束手形用紙以外の・・・(中略)</p> <p>(一部追加)</p> <p>第15条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し・・・(中略)</p>

新	旧
<p>(2) 手形として使用された用紙（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず</u>）…（追加）</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に…中略</p>	<p>(2) 手形として使用された用紙…（中略）</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に…（中略）</p> <p>（削除）</p> <p>第26条（<u>個人情報センターへの登録</u>）…（削除）</p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の自由が一つでも生じたときはその事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヶ月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u>…（削除）</p> <p>(1) <u>差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u>…（削除）</p> <p>(2) <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u>…（削除）</p> <p>(3) <u>手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u>…（削除）</p> <p><u>（注）当座勘定規定第23条（個人情報センターへの登録）の条件は、個人情報センターが開設されていない地域については、将来その地域に個人情報センターが開設された場合、新たに適用されます。</u>…（削除）</p>
<p>第26条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p>	<p>第27条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p>
<p>第27条【休眠預金等活用法に係る最終異動日等】</p>	<p>第28条【休眠預金等活用法に係る最終異動日等】</p>
<p>第28条【休眠預金等代替金に関する取扱い】</p>	<p>第29条【休眠預金等代替金に関する取扱い】</p>
<p>第29条【規定の変更】</p>	<p>第30条【規定の変更】</p>
<p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">2022年11月4日現在</p>	<p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">2020年4月1日現在</p>

**新**

**旧**

小切手用法

小切手用法

4. (一部変更・一部追加)

4. (一部変更・一部追加)

(1) 金額は・・・(中略)

(1) 金額は・・・(中略)

(2) 金額をアラビア文字(算用数字、1,2,3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」をその終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。・・・(中略)・・・(変更)

(2) 金額をアラビア文字(算用数字、1,2,3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」をその終わりには「※、★」などの終止符号を印字してください。・・・(中略)・・・(変更)

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。・・・(変更)

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。・・・(変更)

また、崩し文字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。・・・(追加)

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。・・・(追加)

5. (中略)・・・(追加)

5. (中略) ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。・・・(追加)

6. (中略) また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。・・・(追加)

6. (中略)・・・(追加)

(追加)

●金額も文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万
(その他)	金	四	圓	(円)の異体字	億								

※お馴染みのすり防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

新	旧																										
<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4. (一部変更・一部追加)</p> <p>(1) 金額は・・・(中略)</p> <p>(2) 金額をアラビア文字(算用数字、1,2,3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」をその終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。・・・(中略)・・・(変更)</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u>・・・(変更)</p> <p><u>また、崩し文字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u>・・・(追加)</p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u>・・・(追加)</p> <p>5. (中略) <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u>・・・(追加)</p> <p>6. (中略) <u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u>・・・(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" data-bbox="159 1478 758 1534"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>100</td><td>1,000</td><td>10,000</td> </tr> <tr> <td>壱</td><td>弐</td><td>参</td><td>肆</td><td>伍</td><td>陸</td><td>柒</td><td>捌</td><td>玖</td><td>拾</td><td>百</td><td>千</td><td>万</td> </tr> </table> <p>(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億</p> <p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000	壱	弐	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万	<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4. (一部変更・一部追加)</p> <p>(1) 金額は・・・(中略)</p> <p>(2) 金額をアラビア文字(算用数字、1,2,3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」をその終わりには「※、★」などの終止符号を印字してください。・・・(中略)・・・(変更)</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u>・・・(変更)</p> <p>5. (中略)・・・(追加)</p> <p>6. (中略)・・・(追加)</p>
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000															
壱	弐	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万															

新	旧																										
<p style="text-align: center;">為替手形用法</p>	<p style="text-align: center;">為替手形用法</p>																										
<p>5. (一部変更・一部追加)</p> <p>(1) 金額は・・・(中略)</p> <p>(2) 金額をアラビア文字(算用数字、1,2,3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」をその終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。・・・(中略)・・・(変更)</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u>・・・(変更)</p> <p><u>また、崩し文字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u>・・・(追加)</p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u>・・・(追加)</p>	<p>5. (一部変更・一部追加)</p> <p>(1) 金額は・・・(中略)</p> <p>(2) 金額をアラビア文字(算用数字、1,2,3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」をその終わりには「※、★」などの終止符号を印字してください。・・・(中略)・・・(変更)</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、參、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。・・・(変更)</p>																										
<p>6. (中略) <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u>・・・(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>●金額も文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" data-bbox="159 1400 750 1444"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>100</td><td>1,000</td><td>10,000</td> </tr> <tr> <td>一</td><td>二</td><td>三</td><td>四</td><td>五</td><td>六</td><td>七</td><td>八</td><td>九</td><td>十</td><td>百</td><td>千</td><td>万</td> </tr> </table> <p>(その他) 金、円、圓(円の異体字)、壹</p> <p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	百	千	万	<p>6. (中略)・・・(追加)</p>
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000															
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	百	千	万															

## 【手形・小切手ご記入時のご留意事項と払戻可能日の変更】

全国銀行協会では、全国各地の手形交換所で行ってきたこれまでの手形・小切手現物による交換方法を、2022年11月より「電子交換所」による電子イメージデータで交換を行う方法に移行します。

お客さまのお手続き方法に変更はございませんので、これまで通り紙の手形・小切手をお持ち込みいただけます。

しかしながら、手形・小切手用紙にご記入時等に下記の点についてご留意くださいますようお願いいたします。

### 1. 手形・小切手について

(1) 手形・小切手用紙の変更 はございません。

従来の手形・小切手用紙もそのままご利用いただけます。

(2) 金額欄のご記入方法

① アラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）でご記入の場合

チェックライターを使用してください。

金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

チェックライターによる金額は濃い印字となるよう、インクをご確認ください。

② 漢数字でご記入の場合

文字の間をつめ、下表の漢数字のみを楷書で丁寧に記入してください。

金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

《電子交換所で読み取ることのできる漢数字》

### ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	七	八	玖	拾	百	千	万

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

(3) お届印押印時のご注意

① 発行印押印時

陰影がわかるように鮮明に押印してください。

② 訂正印押印時

ご訂正なされる場所にお届け印を押印していただきますが、押印の際に、「金額欄」「支払場所」に重ねないでください。重ねずに訂正印を押印することができない場合は、新しい手形・小切手用紙を使用してください。

また、金額を誤記された場合も、新しい手形・小切手用紙を使用してください。

No.	約束手形	全国 ×××× ×××× - 〇〇
収入印紙	株式会社 △△商会	支払期日 令和 年 月 日
	株式会社 ○○商店 殿	
金額	¥10,000,000※	支払場所 鹿児島相互信用金庫 本店営業部
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします。		
令和 年 月 日	鹿児島県鹿児島市与次郎〇—〇—〇	
振出地住所	そうしん商事 株式会社	
振出人	代表取締役 相互 太郎	

(4) 復記・補記の禁止

文字による復記・補記はしないでください。特に金額欄への記入は行わないでください。

No.	約束手形	全国 ×××× ×××× - 〇〇
収入印紙	有限会社 ○○商店 殿	支払期日 令和 年 月 日
	手書きの補記等 ¥10,000,000	
金額	¥10,000,000※	支払場所 鹿児島相互信用金庫 本店営業部
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします。		
令和 年 月 日	鹿児島県鹿児島市与次郎〇—〇—〇	
振出地住所	そうしん商事 株式会社	
振出人	代表取締役 相互 太郎	

(5) 横線押印時のご注意

横線は、左上の小切手番号に重ならないようご注意ください。

A1111111	小切手	全国 ×××× ×××× - 〇〇
支払地 鹿児島市	鹿児島相互信用金庫 本店営業部	
金額	¥500,000※	
上記の金額をこの小切手と引替えに持参人へお支払いください。		
拒絶証書不要	振出人	鹿児島県鹿児島市与次郎〇—〇—〇
振出日 令和 年 月 日		そうしん商事 株式会社
振出地 鹿児島市		代表取締役 相互 太郎

## 2. 代金取立の払戻可能日変更について

手形・小切手の支払場所が遠隔地の場合、電子交換所による交換決済開始後は、払戻可能日が変更となります。

現在、鹿児島手形交換所に加盟している支払場所の払戻可能日は、変更ございません。

種類	変更前		変更後	
	交換所	払戻可能日	電子交換所	払戻可能日
手形	鹿児島	支払期日の翌営業日	全国	支払期日の翌営業日
	鹿児島 以外	支払期日の翌々営業日または 支払期日(注1)		
小切手	鹿児島	お口座ご入金の翌々営業日		お口座ご入金の翌々営業日
	鹿児島 以外	支払金融機関に 郵送された小切手が到着次第		

(注1)：取扱日から手形期日までの日数により、払戻可能日が異なります。

また、支払金融機関が電子交換所に加盟している際は郵送することなく、すべての手形・小切手は電子交換所を通して支払呈示<sup>(注2)</sup>することになります。

(注2)：支払呈示・振出人・支払人などに証券を呈示して支払いを求める行為。

通常、手形の場合は支払期日（休日の場合は翌営業日）

小切手の場合は、お口座へご入金の翌営業日（休日の場合は翌々営業日）

\*払戻可能日は、通帳の摘要欄に表示されます。

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高
1 4-4-14	繰越				\10,000 * <sup>円</sup>
2 4-4-18	他券4-20		500,000		\510,000 *
3 4-4-18	他券4-21		1,000,000		\1,510,000 *
、					
、					
、					
、					
、					
、					

**Sample**

### 普通預金 (兼 お借入明細)

(-)記号は  
お借入残高です。

2

払戻可能日